
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第 15 号 (2008 年 12 月 5 日)

二次訴訟 第 3 回口頭弁論

目次	
二次訴訟・第 3 回口頭弁論報告	・・・1
総会と公開シンポのお知らせ	・・・2
総会資料	・・・3-11
事務局だより	・・・12

国（外務省）側の 不開示理由 ある特定の事項について 繰り返し隠しているのが特徴

- ・二次訴訟第 3 回口頭弁論は、11 月 25 日(火) 16:00 から東京地裁 522 号法廷・・・
 - ・で開かれました。先回の口頭弁論(9 月 9 日)で、裁判長は国（外務省）側の・・・
 - ・提出した準備書面(1)に対して不開示にする相当の理由だったと判断すること・・・
 - ・ができない。次回までにもう少し明快にしてもらいたいと国（外務省）側に・・・
 - ・再度要請し、今回、国（外務省）側は、準備書面(2)を提出しました。・・・
- 準備書面(2)は、<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>をごらんください。

報告集会 16:30～17:10 弁護士会館 10F 1007 号会議室

東澤弁護士の説明

一週間前に国（外務省）から準備書面（2）が出ました。

準備書面をみると、いくつかの特定の事項について、繰り返し情報が隠されていると思われるのが特徴です。例えば北朝鮮との交渉について、「特定の懸案事項」という言葉が繰り返し使用されています。特定の懸案事項を含めて日本の賠償額を検討した経過を開示すると交渉上不利になる、と。では、「特定の懸案事項」とは何か、それを推理し、追究していくのは、かなり楽しい作業ではないかと思えます。

いずれにしても今回の第 2 次訴訟の不開示文書の量は多くないので、国側の不開示理由の主張に対する反論について、十分に調査して反論の枠組みを作り上げたいと考えます。

なお次の三次訴訟については、二次と三次を併合して一緒にやっってくださいと裁判所にお願いしたのですが、事件が違うのだから、ということで認められませんでした。他方で、三次訴訟の対象となる処分が何度かに分けられているので、その分だけ印紙代を要求される可能性がありましたが、結果的に一個の処分として認められました。

三次についても、引き続き「求める会」の方で、何を隠しているかの推定作業をしていただくわけですが、訴訟が二つになって若干忙しくなります。これまでも増して、みなさんのご協力をお願いします。

速報 日本で公開された日韓会談文書のすべてが
当会のホームページに掲載されました！

総会と公開シンポジウムのお知らせ

12月23日 (火・休) 13時～17時

東京しごとセンターセミナー室(5F)
JR飯田橋下車徒歩5分

日韓会談文書公開裁判の到達点と課題 ～ここまで分かった日韓会談～

シンポジスト 内海愛子氏(早稲田大学客員教授)
崔鳳泰氏(弁護士・韓国代表原告)
中島昭夫氏(元・朝日新聞記者)
吉澤文寿氏(当会・共同代表)

司会 太田修氏(当会・共同代表) 資料代500円

2005年8月、韓国で韓日会談文書約3万頁が全面公開され、12月には日韓両市民により日韓会談文書・全面公開を求める会が結成されました。

この3年間に、韓国では「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者など支援に関する法律」が制定されて、昨年12月より施行中であり、日本では私達の一次訴訟が勝訴しました。また、今年4～5月迄に多くの不開示部分があるとはいえ、約6万頁が公開されました。

シンポジウムでは、各専門家の立場から、これからの課題について展望していただきます。

総会 : 16時～17時

2008年度 活動報告と決算報告の審議
弁護士報告

2009年度 提案事項と予算案の審議

総会

12月23日(火・休) 16時～17時

東京しごとセンターセミナー室(5F)
JR飯田橋下車徒歩5分

総会資料

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	日	開示請求者(原告)	国(外務省)	内容		
2006	4月25日	開示請求	国(外務省)	開示請求		
	5月25日			特例適用通知		
	8月17日			1次部分開示(65頁)		
	12月18日			東京地裁へ一次提訴		
2007	3月6日	一次訴訟 第1回口頭弁論	国(外務省)	争点: 開示の期間		
	3月28日			1次開示(193頁)		
	4月27日			2次開示(1533頁)		
	5月8日			第2回口頭弁論		
	7月10日			第3回口頭弁論		
	9月25日			第4回口頭弁論		
	11月16日			第5回口頭弁論	争点: 不開示の理由 (個人、法人情報を除く)	
	11月26日				3次開示(5340頁)	
	12月26日			勝訴 一年七ヶ月過ぎでの不開示は違法	以前の12件請求	以前の12件開示
	2008			1月8日	控訴書 第1回口頭弁論	国(外務省)
1月26日		東京地裁へ二次提訴				
4月18日		争点: 不開示の理由 (個人、法人情報を除く)				
4月23日		東京地裁へ二次提訴				
5月2日		第2回口頭弁論	東京地裁へ三次提訴			
5月9日				取下げを提示		
5月28日		取下げ同意で終了	東京地裁へ三次提訴			
6月3日		取下げ同意で終了	東京地裁へ三次提訴			
6月10日		二次訴訟 第1回口頭弁論	国(外務省)	異議申立書提出		
7月1日				補正命令		
7月7日				同意書提出		
8月29日	東京地裁へ三次提訴					
2009	9月9日	第1回口頭弁論	国(外務省)	東京地裁へ三次提訴		
	10月14日			第2回口頭弁論		
	11月25日			第3回口頭弁論		
	12月17日			第4回口頭弁論		
	2月17日			第1回口頭弁論		

総会資料 2008年度活動報告(2006年12月1日～2008年11月30日)

基本方針

・日韓会談文書・全面公開を求める会の目的

日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。

・外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう

全面公開を求める当会の目的を達成するために、弁護団との連携を密にして行動する。

活動報告

一次訴訟勝訴の評価

・情報公開法としての側面から(弁護団)

一次訴訟は、求める会の会員が日本の外務省に対し、日韓会談文書の全面公開を情報公開法に基づいて請求したのに対し(2006年4月25日)一部の文書を除いて残りの文書に関するは2年後の2008年5月26日までとするとの通知を行ったことから始まった。

原告らは、決定のあった一部文書の不開示部分の公開を求めるとともに、残りの文書については外務省の怠慢を指摘して不作為の違法確認などを求めた。この訴訟を審理した東京地裁民事第38部は、2007年12月26日、すでに決定までに1年7ヶ月をかける外務省の対応は怠慢であるとして、不作為の違法確認判決を下した(一審判決)。

一次訴訟は、その後国によって控訴されたが、2008年4月以降相次いで残りの文書に対する決定が行われたために、原告らは訴訟の成果を達成したものとして訴えを取り下げた。

一次訴訟は、日韓会談文書全面公開を日本政府に迫る運動の中で、まず外務省の決定を迫るという前哨戦にあたる訴訟であった。その決定に対する公開を求める訴訟は、二次訴訟、三次訴訟として始まっている。その中で前哨戦となる一次訴訟を、求める会は、勝訴で終わるといふ幸先のよい結果で終えることができた。それだけではなく、この判決は、情報公開法に関して初めて国の不作為の違法を確認した判決であることから、主要な判例雑誌で紹介されるにいたった(判例時報1990号10頁、判例タイムズ1279号186頁)。情報公開法をめぐる訴訟の中でも貴重な先例となる判決である。

弁護団会議開催日

1月22日、2月21日、3月28日

4月16日、5月27日、6月9日

7月22日、9月4日、10月9日

運動方針

・不開示決定に対しては、異議申立および訴訟によって随時行動を起こす。訴訟の原告は、代表バッター制とする。具体的な進め方については弁護団と協議のうえ、役員会によって決定する。

原告・代表バッターの構成：開示を求める原告の利益を、戦後補償裁判に取り組む者、日韓関係の歴史究明に携わる者、そして高齢であるため外務省の開示の怠慢を待っていない者、という視点で構成する。

一次訴訟勝訴の評価

・市民運動としての側面から（求める会）

市民にとって、権利行使をする上で情報は何よりも重要である。しかし、日本では情報を国家が独占し、市民が簡単にアクセスすることは困難な状況で、それは情報公開法ができてからも基本的には変わらない。

開示するかしないか、そもそも文書があるかどうかさえ、また、いつ回答するかは国次第ということで、我々はいつ出るとも知れない国の回答を、ひたすら待つしかなかったからであり、また、そう思い込まされてきた。

一方、市民の側も、積極的に情報を掴み取るということは、一部平和運動で米軍の内部情報を情報公開制度で入手する取り組みが進められてはいたが、全体的に立ち遅れていた。

日韓会談や強制連行の研究も、もっぱら古本屋等の流出資料に頼っており、情報公開制度で直接掴み取るという発想は弱かった。

そういった意味で一次訴訟判決は、国に対しては、自分達の勝手な都合で回答を引き延ばしてはいけないと宣告し、市民に対しては、待ちの姿勢ではなく、もっと情報を出せと積極的に迫っていいのだと、勇気付けてくれた判決であった。

役員会開催日

3月2日	第13回(拡大)役員会
4月26日	第14回(拡大)役員会
7月1日	第15回(拡大)役員会
8月18日	第16回(拡大)役員会
11月16日	第17回役員会

原告・代表バッター

一次訴訟

韓国在住者	崔鳳泰、李容洙、李金珠
日本在住者	板垣竜太、太田修、田中宏 西野瑠美子 山田昭次 山本直好 吉澤文寿

二次訴訟

韓国在住者	崔鳳泰、李金珠、呂運鐸
日本在住者	太田修、田中宏、西野瑠美子 山田昭次、吉澤文寿、李鶴来 梁澄子

<p>. 支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する。</p> <p>. 地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。</p> <p>. 韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。</p> <p>. 情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。</p> <p>1 . 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。</p> <p>2 . 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。</p>	<p>三次訴訟</p> <p>韓国在住者 崔鳳泰、李金珠、呂運鐸、李容洙 日本在住者 太田修、田中宏、西野瑠美子 山田昭次、吉澤文寿、李鶴来 梁澄子</p> <p>リーフレット「日韓会談って何？」の配布等により、サポーター会員 22 名増員。</p> <p>2008 年 11 月 30 日現在会員数</p> <table border="0"> <tr> <td>韓国在住請求人(会員)</td> <td>269 名</td> </tr> <tr> <td>日本在住請求人(会員)</td> <td>153 名</td> </tr> <tr> <td>サポーター会員</td> <td>119 名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>541 名</td> </tr> </table> <p>特筆すべきこと無し</p> <p>7 月 17 日～31 日 訪韓(事務局長)</p> <p>異議申立に対する外務省からの補正命令受け、韓国請求人の同意書をもらうため訪韓し、269 名中 137 名(59.9%)から同意書もらった。日本請求人は 153 名中 115 名(75.1%)</p> <p>崔弁護士、李金珠さんとソウル、テグ、光州での支援法説明会に同行し、韓国メディアの取材を受ける。</p> <p>光州では、100 人が集まった青少年のキャンドル・デモの会場で、日韓会談文書公開運動について語る機会を得た。</p> <p>管理、運営したもの</p> <p>原告メーリングリスト 事務局メーリングリスト 会員・サポーター会員メーリングリスト</p> <table border="0"> <tr> <td>12 月 6 日</td> <td>ニュース第 9 号</td> </tr> <tr> <td>1 月 18 日</td> <td>ニュース第 10 号</td> </tr> <tr> <td>5 月 23 日</td> <td>ニュース第 11 号</td> </tr> <tr> <td>7 月 11 日</td> <td>ニュース第 12 号</td> </tr> <tr> <td>9 月 24 日</td> <td>ニュース第 13 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>竹島(独島)特集</td> </tr> <tr> <td>11 月 6 日</td> <td>ニュース第 14 号</td> </tr> </table>	韓国在住請求人(会員)	269 名	日本在住請求人(会員)	153 名	サポーター会員	119 名	合計	541 名	12 月 6 日	ニュース第 9 号	1 月 18 日	ニュース第 10 号	5 月 23 日	ニュース第 11 号	7 月 11 日	ニュース第 12 号	9 月 24 日	ニュース第 13 号		竹島(独島)特集	11 月 6 日	ニュース第 14 号
韓国在住請求人(会員)	269 名																						
日本在住請求人(会員)	153 名																						
サポーター会員	119 名																						
合計	541 名																						
12 月 6 日	ニュース第 9 号																						
1 月 18 日	ニュース第 10 号																						
5 月 23 日	ニュース第 11 号																						
7 月 11 日	ニュース第 12 号																						
9 月 24 日	ニュース第 13 号																						
	竹島(独島)特集																						
11 月 6 日	ニュース第 14 号																						

<p>3 .ホームページにより、最新情報を提供する。</p>	<p>「掲載内容」 4次、5次、6次で公開された文書 52696 頁 原告と国（外務省）側の準備書面、 陳述書 報告集会でのコメント、 講演会議録 ニュース等を掲載</p> <p>「アクセス数値」 1月 1日 4404 3月 3日 5000 5月 21日 6000 8月 17日 7000 11月 1日 7777 11月 23日 8001</p> <p>「契約料」 4月 18日、5月 2日、9日に公開された 5 万頁 余の全文書をアップするため契約容量が不足、 増量した。 2007 年 12 月～2008 年 5 月 6,825 円(HP サーバ -) 2008 年 6 月～11 月 22,785 円(HP サーバ -+インターネッ ト使用量)</p>
<p>4 . 調査・翻訳チームにより、日本公開文書と 韓国公開文書を比較し、精査検討をおこなっ て訴訟を支援する。</p>	<p>公開された 4 次、5 次、6 次文書 52696 頁を 当会のホームページに掲載し、誰もが閲覧で きるようにした。 三次開示文書以降には日付が無く、外務大臣 宛に日付を入れるよう要望書を提出したが 改善されず、多くの方の協力を得て、全文書 に日付を入れた。 公開された全文書に名称等、及び不開示、 部分開示等の分類記号を書き入れ、ホーム ページに掲載した。 弁護士からの要請により、墨塗り部分の推 定作業をおこなった。 韓国で公開された文書(約 30000 頁)の翻訳 は、李洋秀氏によりおよそ 7350 頁 (21%) (漁業問題及び平和線 (李ライン)、船舶問 題、英文資料を除く) が翻訳された。</p>
<p>5 . 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、 講演会をおこなう。</p>	<p>12 月 16 日、総会に併せて講演会を行った。 朝鮮人戦時強制動員の真相究明と史料公開 ～朝鮮人陸軍軍人を中心として～ (強制動員真相究明ネット事務局塚崎昌之氏) 8 月 17～19 日 金昌祿教授にお出でを願い、 長野市鬼無里で合宿勉強会をおこなった。</p>
<p>6 . 年 1 回開催する総会には、活動報告、決算 報告、および次年度運動方針 (案) 等の重要 議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決 による運営をおこなう。</p>	<p>総会開催日 12 月 16 日</p>

審議事項

(1) 役員会とスタッフ会議

役員会 重要な議題については、年3回、役員全員の役員会を開催する（吉澤氏、太田氏の上京日程に合わせて日時を決める）

スタッフ会議 日常的な問題については、スタッフ会議を開催して検討する。

常勤役員 求める会の活動全般を執行する最高責任者として、常勤役員を置く。山田昭次氏を常勤役員に推薦する。

(2) ホームページアップ契約料予算

「理由」ホームページは、現在、約 6.16GB のデータ量があり、サーバーが不足した。12月～5月まではBiglobeで750MBで月額6,825円(税込)であったが、6月～11月は容量を増やし、1,450MBで月額22,785円とした。(インターネット接続料込みで22,785円)5次、6次はさらに容量が増えたため、5次は吉澤氏、太田氏の大学のサーバーにアップ(無料)し、6次は新たに「Smileサーバー」を借り、アップした。それによって、Biglobe分の大半も「Smileサーバー」に移し、以下のように今年度分のホームページ契約料として予算化する。

[現在使用量 Biglobe173MB(200MB中) Smile4.43GB(10GB中)]

吉澤+太田(大学のサーバー)1.56GB

2008年12月～2009年11月

Biglobe 1,050円(税込)+Smile 2,415円=3,465円(税込)×12=41,580円(税込)

(3) 会費未納金の徴収と特別カンパ

会費未納の個人宛に未納金額を記入した振込み用紙を2回、ニュースに同封したが10月時点での未納総金額は、506,000円であった。2009年度も引続き個人宛の請求をおこなう。

特別カンパをお願いする。

会計年度2008年12月1日～2009年11月30日

()内は2008年度実績

1. 当年度収入金

(1)前年度繰越金		209,740
(2)会費		
1) 会員	(333,000)	400,000
2) サポーター	(163,000)	200,000
3) カンパ	(728,000)	400,000
4) 当事者	(10,000)	0
(3)雑収入	(94)	100
当年度収入合計	(1,545,076)	1,209,840

2. 当年度支出金

(1)事務所費		
1) 事務用品費	(48,992)	50,000
2) 郵便、運送料	(18,030)	30,000
3) ホームページ契約料	(177,660)	41,580
(2)集会費	(142,835)	56,760
(3)ニュース発行	(293,484)	400,000
(4)裁判費用費		
1) 印紙代	(136,400)	0
2) 裁判費用	(326,510)	400,000
3) 原告渡航宿泊費	(0)	200,000
4) 弁護団費用	(161,120)	0
(6)支払い手数料	(1,305)	1,500
(7)雑費	(29,000)	30,000
当年度支出合計	(1,335,336)	1,209,840



事務局だより



～10月30日～

日韓会談を研究する 韓国の留学生からメール

求める会の担当者様

突然のメールで大変失礼いたします。私は早稲田大学政治学研究科博士課程に在籍中の韓国からの留学生です。

私は日韓会談について研究をしておりまして、貴会がホームページに載せられている文書にはいつも大変お世話になっております。このような貴重な文書を公開して下さい、ありがとうございます。

本日は、ホームページにまだ載せられていない5次と6次の文書についてお伺いしたいことがあります。メールさせて頂きました。

もし可能であれば、5次と6次の文書を見せて頂きたいのですが、そちらに伺って見せて頂いたり、何らかの形でコピーを受け取ったりすることは可能でしょうか？

突然のお願いで恐縮ではございますが、ご検討いただければ幸いです。

留学生さま

事務局長の小竹です。

ホームページをご利用いただいているとの嬉しいメールをありがとうございました。

5次、6次文書はあまりにも量が膨大で、今、新たなサーバーを探している最中です。

11月中には5次の続きと6次もアップできる見込みですが、お急ぎでしたら、外務省情報公開室から受取ったCDのコピーがありますので、若き研究生にプレゼントします。研究のお役に立ててくだされば、幸いです。

来年のお知らせ

二次訴訟

第4回口頭弁論

2009年2月17日(火) 13:30

東京地裁 522号法廷

内海愛子 Aiko Usami
朝鮮人BC級戦犯の軌跡

キムはなぜ裁かれたのか

BC級戦犯裁判で、朝鮮人148人が戦犯となり、23人が死刑になった——。「キム」は、その148人を象徴する名前だ。なぜ、何を、彼は裁かれたのか。

「戦争」と「戦後」を問う
被害と加害が錯綜する歴史の真相とは

朝日新聞出版

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠子
山田昭次 吉澤文寿

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/